

# 空き家を活用する 起業者を応援します

最大  
約200万円

空き家を購入や賃貸し、新規に農家民宿・カフェ・店舗等の事業を起業する場合、改修費等の一部を補助します

## 補助対象者

- ①空き家を購入や賃貸した日から1年を経過していないこと
- ②市内で引き続き2年以上事業を営むものであること
- ③事業に関して自治会等の理解を得ていること
- ④空き家を賃貸している場合、所有者の承諾を得ていること
- ⑤市税等の滞納がないこと
- ⑥暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

\*空き家とは、居住を目的として建築され、現に居住その他使用されていない事が常態である建物

## 補助対象経費

### ①施設改修

施設の機能、性能を維持又は向上させるため、施設の一部を修繕、補修、模様替え等の工事費。ただし、**市内の事業所と契約を締結して行う工事**であり、建築基準法等の法令に反しないこと。また、次に掲げる工事費は対象外。

- ①駐車場の工事
- ②空き家と別棟の倉庫の工事
- ③造園、門扉、塀又は外構のみの工事
- ④下水道への接続のみの配管工事
- ⑤合併処理浄化槽設備工事
- ⑥内装工事を伴わない電気製品及び照明器具の取替え工事
- ⑦その他市長が補助金の交付が適当でないと認める工事

## ②設備投資

自己の事業活動に用いる有形固定資産に対して行う投資で、次の要件をすべて満たす経費。

- ①取得価格が1つにつき10万円以上であること
- ②直接的に事業の用に供するものであること
- ③中古品又はリース契約に基づくものでないこと
- ④その他市長が必要と認める経費

## ③家財道具処分

空き家に残存する器具、家具、衣類等の搬出、廃棄に要する経費

## ④家賃補助

空き家を所有者と賃貸借契約する場合は、12月分の家賃

### 補助額

補助の種類	補助対象経費の上限額	補助率
①施設改修	400万円 (施設改修と設備投資の合計額)	宇陀市まちづくり協議会 2/3
②設備投資		宇陀市民 1/2
③家財道具等処分	20万円	宇陀市外 1/3
④家賃補助	36万円	

\*施設改修及び設備投資の合計額が50万未満の場合は対象外

### 補助金の申請

補助金の申請は、空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結した日から **1年以内に、改修工事等に着手する前**までに宇陀市役所まちづくり支援課へ申請してください。

申請には要件がありますので、詳しくは担当課までお問合せください

### 宇陀市空き家情報バンク

空き家を[売りたい・貸したい]人と、[買いたい・借りたい]人を結びつける制度です  
詳しくはHPをご覧ください



### お問い合わせ

宇陀市  
企画財政部まちづくり支援課  
TEL：0745-82-3910

